

マージン率等に係る情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金の占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

以下に、マージン率に関する情報を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※小数点第二位以下を四捨五入

1. 対象期間 : 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日

2. マージン率等 :

| | |
|-----------------------|---------|
| 派遣労働者の数 | 74名 |
| 派遣先の数 | 17社 |
| ①労働者派遣料金の平均額(8時間あたり) | 43,262円 |
| ②派遣労働者の賃金の平均額(8時間あたり) | 22,997円 |
| マージン率 | 46.8% |

3. マージン率に含まれるもの :

- (1) 派遣労働者の雇用主として会社が負担する社会保険料（健康保険・厚生年金保険）
- (2) 派遣労働者の雇用主として会社が負担する労働保険料（雇用保険・労災保険）
- (3) 退職金関連費用（退職金・確定拠出年金掛金 等）
- (4) 福利厚生費用（健康診断、消耗品の支給 等）
- (5) 交通費関連費用（通勤費・事務所移動の交通費 等）
- (6) 教育関連費用（資格取得・社外研修参加費用及び交通費 等）
- (7) 営業関連費用（人件費、広告宣伝費、採用費 等）
- (8) 管理業務費用（管理者及び間接部門の人件費）
- (9) 事務所関連費用及び通信関連費用（オフィス賃料、光回線、モバイルルーター 等）
- (10) 営業利益 等

4. 教育訓練に関する事項 :

- (1) 各規程及びビジネスマナー研修（入社時）
- (2) 社外技術研修（入社時）
- (3) eラーニングによるITスキル研修（開発スキル・運用スキル・検証スキル）
- (4) eラーニングによるヒューマンスキル研修（ビジネス文書・問題解決 等）
- (5) プロジェクトマネジメント研修
- (6) 階層別研修（中堅リーダー研修及び管理職研修）

※全て費用は会社負担で実施

5. 派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別 :

■労使協定締結済み

協定の対象となる派遣労働者の範囲 : システムエンジニア及びプログラマー業務に従事する者

協定の有効期間の終期 : 令和4年3月31日

以上